

別紙

諮問第605号、第608号

答 申

1 審査会の結論

「児童票」及び「指導経過記録票」をそれぞれ一部開示とした決定は、いずれも妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が子（以下「本児」という。）の法定代理人として行った「〇〇の児童票」の開示請求（以下「本件開示請求1」という。）に対し東京都知事が平成29年10月20日付けで行った一部開示決定（以下「本件一部開示決定1」という。）及び「子〇〇と児童相談所とのやり取りが記述された指導経過記録票」の開示請求（以下「本件開示請求2」という。）に対し東京都知事が同年8月25日付けで行った一部開示決定（以下「本件一部開示決定2」という。）について、それぞれその取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

（実施機関は理由説明書において、本件一部開示決定1及び2における非開示情報を、それぞれ別表1及び2のとおり分類し（条例16条6号については、別表1においてAからEまでに、別表2においてAからCまでに分類している。）、非開示理由を述べており、これらに対する審査請求人の意見は、この分類に応じたものとなっている。）

ア 審査請求書

日本国憲法13条、21条、知る権利、表現の自由、幸福追求権の侵害であるから、本件処分は違法、不当である。

イ 意見書

(ア) 6号A（別表1及び2）と分類した箇所

本件は相談支援援助に関して支障を及ぼすとは、個人の名が出て審査請求人が本件の内容を確認に行き、訂正を求めることが支障を及ぼす可能性があることを示唆している。

それが、審査請求人がその者に暴力行為を働くことはあり得ない。審査請求人は仕事上欠格事由があり、万が一行為に及べば、刑法で処罰され、仕事を失うため、支援援助者には安全であることは担保される。

ただし、審査請求人が恐れるのは、児童相談所が誤った情報を記載することであり、記録が誤っているならば、訂正する事由があるため、条例18条にて訂正を請求できる。

(イ) 6号B（別表1及び2）と分類した箇所

本児による個人情報の開示請求に関して、上申書にて本児は審査請求人に対して開示を求めている。

児童相談所の相談援助活動に適正な支障が生じるとは、記載内容が一職員の心証にて誤認を容認する内容を認めたものではない。本件は公平ということを基準にするならば、条例18条にて訂正を請求する事由は認められている。

形骸化を恐れるが、本件は児童相談所の職員が子の福祉を司の矜持を持ち、責任を持ち記載しているならば恥じることもなく、隠すこともなく堂々と明らかにすべきと思う。

(ウ) 6号C（別表1）と分類した箇所

本件は過去の期日であり、それを知り得て何ら影響はないと思う。

また、審査請求人が推察して児童相談所に会議を円滑にしないための妨害があり得ると恐れるが、それは刑法にて処罰されるため、犯罪歴もない審査請求人が妨害する行為はあり得ない。

児童相談所が記載判断を誤り、記録が誤っているならば、条例18条にて訂正を請求できる権利がある。

(エ) 6号D（別表1）と分類した箇所

児童相談所が誤った記載判断及び関係機関からの相談援助活動の遂行に支障を及ぼすとあるが、本件は刑法にて担保され、支障は生じない。

児童相談所が記載判断を誤り、記録が誤っているならば、訂正する事由があるため、条例18条にて訂正を請求できる権利がある。

(オ) 6号E（別表1）と分類した箇所

児童相談所の医学診断は医師免許者による判断で科学的根拠をなす。児童相談所と審査請求人は、本児の病名及び所見等に関して、共有してかつ、治療に当たることは、子の福祉のため、共有して治療方法等を知り得る必要がある。

関係機関及び児童相談所が記載判断を誤り、証拠物を誤認しているならば、反論する事由と条例18条にて訂正を請求できる権利がある。

また、医者に関して医師法23条にて医師は、診療をしたときは、本人又はその保護者に対し、療養の方法その他保健の向上に必要な事項の指導をしなければならないとあり、適切な指導を求めた。

また、医師法19条、20条にて医師法にて明記されている。

児童相談所が記載判断を誤り、記録が誤っているならば、条例18条にて訂正を請求できる権利がある。

(カ) 2号（別表1）と分類した箇所

児童相談所が記載判断を誤り、記録が誤っているならば、条例18条にて訂正を請求できる権利がある。

(キ) 8号（別表1及び2）と分類した箇所

本児による個人情報の開示請求に関して、上申書にて本児は審査請求人に対して開示を求めている。

児童相談所が記載判断を誤り、記録が誤っているならば、条例18条にて訂正

を請求できる権利がある。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 諮問第605号

「受付番号〇〇の児童票」ほか1件の児童票について、別表1に掲げる非開示部分を以下のとおり非開示とした。

ア 6号Aと分類した箇所

非開示部分には、児童相談所が該当すると判断した相談の区分や一時保護理由の区分又は児童相談所が行った援助内容の区分が記載されている。

これらの記録は単なる事実の記載ではなく、実施機関が行った評価、判断であると言える。当該情報を開示した場合、開示請求者との間に誤解や認識の相違が生じ、そのために今後の相談援助活動に支障が生じるおそれがある。

したがって、上記非開示部分を開示することは、児童相談所における本件対象児童に関する相談援助活動に支障を及ぼすおそれがあるため、条例16条6号に該当する。

イ 6号Bと分類した箇所

非開示部分には、当該児童及び保護者に関する実施機関の担当職員の見解、児童相談所としての相談援助方針の詳細、児童の一時保護所の生活に対する評価などを記載している。

これらの記録は単なる事実の記載ではなく、実施機関が行った評価、判断であると言える。当該情報を開示した場合、開示請求者との間に誤解や認識の相違が生じ、そのために今後の相談援助活動に支障が生じるおそれがある。

また、児童相談所では、児童や保護者等の抱える問題の性質や生活環境等について、様々な職種の職員が専門的知見に基づいて分析し、それらの情報を集約して最善の援助方針を検討した上で、相談援助活動を実施している。上記の非開示部分に記載された内容を明らかにすると、児童相談所の業務運営や相談内容につ

いての評価、判断の過程や基準が明らかとなり、児童相談所の相談援助活動の適正な遂行に支障が生じるおそれがある。

さらに、このような情報を開示することが前提となると、児童相談所の職員が今後、児童票を作成するに当たり、児童や保護者の意向等を考慮するあまり、記載内容が消極化、形骸化し、一貫性のある援助等を実施することが困難となるおそれがある。

したがって、上記非開示部分を開示することは、児童相談所における本件対象児童に関する相談援助活動及び今後の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例16条6号に該当する。

ウ 6号Cと分類した箇所

非開示部分には児童相談所における受理会議及び援助方針会議の開催年月日を記載している。当該情報は公開しておらず、これらを開示すると、今後の開催日程が推測され、当該会議に利害関係者が訪れるなど、会議の開催や円滑な審議に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、児童相談所における相談援助活動及び今後の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例16条6号に該当する。

エ 6号Dと分類した箇所

非開示部分には、児童相談所と関係者又は関係機関とのやり取りに関する情報が記載されている。

当該情報が開示されると、当該関係者又は関係機関からの信頼を損ない、児童相談所への情報提供に消極的になるなど、本件対象児童に関する相談援助活動又は今後の同種の相談援助活動において協力が得られなくなることも想定される。

したがって、児童相談所における相談援助活動及び今後の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例16条6号に該当する。

オ 6号Eと分類した箇所

非開示部分には、当該児童に対して行った心理診断や医学診断における評価の

詳細を記載している。

これらの記録は単なる事実の記載ではなく、実施機関が行った評価、判断であると言える。当該情報を開示した場合、開示請求者との間に誤解や認識の相違が生じ、そのために今後の相談援助活動に支障が生じるおそれがある。

また、上記の非開示部分に記載された内容を明らかにすると、児童相談所の業務運営や相談内容についての評価、判断の過程や基準が明らかとなり、児童相談所の相談援助活動の適正な遂行に支障が生じるおそれがある。

さらに、このような情報を開示することが前提となると、児童相談所の職員が今後、児童票を作成するに当たり、児童や保護者の意向等を考慮するあまり、記載内容が消極化、形骸化し、一貫性のある援助等を実施することが困難となるおそれがある。

したがって、上記非開示部分を開示することは、児童相談所における本件対象児童に関する相談援助活動及び今後の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例16条6号に該当する。

カ 2号と分類した箇所

非開示部分には、開示請求者以外の個人に関する情報が含まれている。

したがって、条例16条2号に該当する。

キ 8号と分類した箇所

非開示部分には、開示請求者の言動を含む開示請求者に係る様々な情報が記載されている。当該情報を開示すると、開示請求者の法定代理人が、法定代理人として行った本件開示請求により、非開示部分に記載された本児の言動を含む開示請求者に関する様々な情報を知ることとなり、未成年者の利益に反するおそれがある。

したがって、条例16条8号に該当する。

(2) 諮問第608号

「受付番号〇〇の指導経過記録票」について、別表2に掲げる非開示部分を以下のとおり非開示とした。

ア 6号Aと分類した箇所

非開示部分には、児童相談所が該当すると判断した相談の区分が記載されている。

これらは単なる事実の記載ではなく、実施機関が行った評価、判断であると言える。当該情報を開示した場合、開示請求者との間に誤解や認識の相違が生じ、そのために今後の相談援助活動に支障が生じるおそれがある。

したがって、上記非開示部分を開示することは、児童相談所における本件対象児童に関する相談援助活動に支障を及ぼすおそれがあるため、条例16条6号に該当する。

イ 6号Bと分類した箇所

非開示部分には、開示請求者とのやり取りの中での、実施機関の担当職員の見解を記載している。

これらの記録は単なる事実の記載ではなく、実施機関が行った評価、判断であると言える。当該情報を開示した場合、開示請求者との間に誤解や認識の相違が生じ、そのために今後の相談援助活動に支障が生じるおそれがある。

また、児童相談所では、児童や保護者等の抱える問題の性質や生活環境等について、様々な職種の職員が専門的知見に基づいて分析し、それらの情報を集約して最善の援助方針を検討した上で、相談援助活動を実施している。上記の非開示部分に記載された内容を明らかにすると、児童相談所の業務運営や相談内容についての評価・判断の過程や基準が明らかとなり、児童相談所の相談援助活動の適正な遂行に支障が生じるおそれがある。

さらに、このような情報を開示することが前提となると、児童相談所の職員が今後、指導経過記録票を作成するに当たり、児童や保護者の意向等を考慮するあまり、記載内容が消極化、形骸化し、一貫性のある援助等を実施することが困難となるおそれがある。

したがって、上記非開示部分を開示することは、児童相談所における本件対象児童に関する相談援助活動及び今後の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例16条6号に該当する。

ウ 6号Cと分類した箇所

非開示部分には、当該児童に対して行った心理診断等における評価の詳細を記載している。

これらの記録は単なる事実の記載ではなく、実施機関が行った評価、判断であると言える。当該情報を開示した場合、開示請求者との間に誤解や認識の相違が生じ、そのために今後の相談援助活動に支障が生じるおそれがある。

また、上記の非開示部分に記載された内容を明らかにすると、児童相談所の業務運営や相談内容についての評価、判断の過程や基準が明らかとなり、児童相談所の相談援助活動の適正な遂行に支障が生じるおそれがある。

さらに、このような情報を開示することが前提となると、児童相談所の職員が今後、指導経過記録票及び児童票を作成するに当たり、児童や保護者の意向等を考慮するあまり、記載内容が消極化、形骸化し、一貫性のある援助等を実施することが困難となるおそれがある。

したがって、上記非開示部分を開示することは、児童相談所における本件対象児童に関する相談援助活動及び今後の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例16条6号に該当する。

エ 8号と分類した箇所

非開示部分には、開示請求者の言動を含む開示請求者に係る様々な情報が記載されている。当該情報を開示すると、開示請求者の法定代理人が、法定代理人として行った本件開示請求により、非開示部分に記載された本児の言動を含む開示請求者に関する様々な情報を知ることとなり、未成年者の利益に反するおそれがある。

したがって、条例16条8号に該当する。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年12月 7日	諮問（諮問第605号）
平成29年12月18日	諮問（諮問第608号）
平成30年10月23日	新規概要説明（第188回第二部会）
平成30年11月 7日	実施機関から理由説明書收受（諮問第605号及び第608号）
平成30年11月20日	審議（第189回第二部会）
平成30年12月11日	審査請求人から意見書收受（諮問第605号及び第608号）
平成30年12月25日	審議（第190回第二部会）
平成31年 1月24日	審議（第191回第二部会）
平成31年 2月22日	審議（第192回第二部会）

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審議の併合について

諮問第605号及び第608号については、審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が同様であることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

イ 児童相談業務等について

（ア）児童相談所について

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）2条3項は、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」と規定し、法12条1項で都道府県が児童相談所を設置する義務を定め、同条2項において児童相談所の主たる業務を定めている。

また、都における児童相談所は、東京都児童相談所条例（昭和28年東京都条例第119号）1条に基づき設置され、東京都児童相談所処務規程（昭和32年東京都訓令甲第39号）に基づき、児童及びその保護者に対する相談援助活動を実施している。

（イ）児童票について

児童票は、児童福祉法施行細則（昭和41年東京都規則第169号）2条に基づき、児童ごとに作成する記録であり、相談事業の継続を円滑に行うため、氏名等の基本情報、相談内容、相談者、家族の状況、援助内容等の相談業務に関する情報を記載するものである。

（ウ）指導経過記録票について

指導経過記録票は、児童福祉法施行細則12条2項に基づき、児童又はその保護者に関して作成する記録であり、当該事案への関与が長期化する場合や担当職員に変更があった場合にも、当該指導経過記録票を通じて一貫性のある援助等を実現するため、児童相談所が対象児童に関する相談を受けた時からの記録を記載するものである。

ウ 本件非開示情報について

実施機関は、本件開示請求1に係る対象保有個人情報として、別表1に掲げる「受付番号〇〇の児童票」ほか1件の児童票を、本件開示請求2に係る対象保有個人情報として、別表2に掲げる「受付番号〇〇の指導経過記録票」をそれぞれ特定し、別表1及び2に掲げる非開示部分が条例16条2号、同条6号又は同条8号に該当するとして、当該各部分を非開示とする一部開示決定をそれぞれ行った。

審査会は、上記非開示部分について、別表1及び2に掲げるとおり、実施機関による分類を基に本件非開示情報1から5までに区分し、非開示妥当性を判断す

る。

エ 条例の定めについて

条例16条2号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報（第9号から第11号までに係る情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を非開示情報として規定している。

また、同号ただし書は、「イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」及び「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても当該情報を開示しなければならない旨規定している。

条例16条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

条例16条8号は、「未成年者又は成年被後見人の法定代理人による開示請求がなされた場合における次に掲げる情報」として、「イ 開示することが当該未成年者又は成年被後見人の利益に反すると認められる情報」「ロ 未成年者又は成年被後見人の法定代理人が二人以上いる場合であって、法定代理人の一人による開示請求がなされたときにおいて、開示することが他の法定代理人の利益に反すると認められる情報」を非開示情報として規定している。

オ 本件非開示情報1から5までの非開示妥当性について

(ア) 本件非開示情報1、2及び5について

実施機関の説明によると、本件非開示情報1は、児童相談所が該当すると判

断した相談の区分、一時保護理由の区分又は児童相談所が行った相談援助内容の区分が、本件非開示情報2は、本児及び保護者に関する実施機関の担当職員の見解、児童相談所としての相談援助方針の詳細、本児の一時保護所の生活に対する評価等が、本件非開示情報5は、本児に対して行った心理診断等における評価の詳細が記載されているとのことである。

審査会が見分したところ、これらの記録は単なる事実の記載ではなく、実施機関が行った評価、判断等が記載されており、これらの情報を開示することにより、開示請求者との間に誤解や認識の相違が生じ、今後の相談援助活動に支障が生じるとする実施機関の説明には、相当の合理性が認められる。

したがって、本件非開示情報1、2及び5は、条例16条6号に該当し、同条2号及び8号の該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報3について

実施機関の説明によると、本件非開示情報3は、児童相談所における受理会議及び援助方針会議に関する情報が記載されており、当該会議に関する開催日の情報は公開されていないとのことである。

審査会が見分したところ、本件非開示情報3には、当該会議の開催年月日が記載されており、この情報を開示することにより、今後の開催日程を予測した利害関係者が当該会議に訪れ、会議の開催や円滑な審議に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明には、相当の合理性が認められる。

したがって、本件非開示情報3は、条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

(ウ) 本件非開示情報4について

実施機関の説明によると、本件非開示情報4は、開示請求者とのやり取りに関する情報が記載されているとのことである。

審査会が見分したところ、本件非開示情報4には、本件児童相談所と関係機関が相互に連絡を取り合った、個別具体的な状況が記載されており、これらの情報を開示することにより、関係者又は関係機関からの信頼を損ない、児童相談所への情報提供について消極的になるなど、本児に関する相談援助活動又は

今後の同種の相談援助活動において協力が得られなくなるおそれがあるとする実施機関の説明には、相当の合理性が認められる。

したがって、本件非開示情報4は、条例16条6号に該当し、同条2号の該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書及び意見書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、寺田 麻佑、野口 貴公美、森 亮二

別表1 (諮問第605号)

対象保有個人情報	対象箇所	非開示部分	分類(※1)	本件非開示情報(※2)
1 受付番号〇〇 の児童票	1 児童票(2) (その1)	【相談内容】欄の相談主訴の一部、主たる虐待者、虐待内容	6号A、D	1
		【児童及び保護者等の状況】欄の一部	2号、6号D	4
		【児童相談所の意見】欄	6号B	2
		【援助・措置】欄の受理決定日、援助決定日	6号C	3
	2 児童票(2) (その2)	【児童及び保護者等の状況2】欄の一部	2号、6号B・D、8号	2
	3 児童票(3)	【その他生育状況】欄の一部	2号、6号D	4
	4 児童票(4)	【援助指針の内容】欄の指針選択の理由、短期的課題と援助方法、中長期的課題と援助方法	6号B	2
	5 児童票(5)	【所見要旨】欄	2号、6号B・D・E	2
		【所見詳細】欄	2号、6号B・D・E、8号	2
	6 児童票(7)	【一時保護理由】欄	6号A	1
		【保護所援助方針】欄	6号B	2
		【所見要旨】欄	6号B	2
		【所見詳細】欄	6号B、8号	2
2 受付番号〇〇 の児童票	7 児童票(2) (その1)	【相談内容】欄の相談主訴	2号、6号A	1
		【児童及び保護者等の状況】欄の一部	2号、6号D	4
		【児童相談所の意見】欄	2号、6号B	2
		【援助・措置】欄の受理決定日、援助決定日	6号C	3
	8 児童票(2) (その2)	【児童及び保護者等の状況2】欄の一部	2号、6号B	2
	9 児童票(4)	【援助指針の内容】欄の指針選択理由	6号B	2

別表2 (諮問608号)

対象保有個人情報	対象箇所		非開示部分	分類	本件非開示情報
受付番号〇〇の指導経過記録票	1	平成〇年〇月〇日 午後〇時〇分	【相談主訴】欄	6号A	1
			【要旨】欄の一部	6号C、8号	5
	2	平成〇年〇月〇日 午後〇時〇分	【相談主訴】欄	6号A	1
			【詳細】欄の一部	6号C、8号	5
	3	平成〇年〇月〇日 午前〇時〇分	【相談主訴】欄	6号A	1
			【詳細】欄	6号B・C、8号	2
	4	平成〇年〇月〇日 午後〇時〇分	【相談主訴】欄	6号A	1
			【詳細】欄	6号B・C、8号	2
	5	平成〇年〇月〇日 午後〇時〇分	【相談主訴】欄	6号A	1
			【詳細】欄	6号B、8号	2
	6	平成〇年〇月〇日 午後〇時〇分	【相談主訴】欄	6号A	1
			【詳細】欄	6号B、8号	2
	7	平成〇年〇月〇日 午後〇時〇分	【相談主訴】欄	6号A	1
			【詳細】欄	6号B、8号	2
	8	平成〇年〇月〇日 午後〇時〇分	【相談主訴】欄	6号A	1
			【詳細】欄	6号B、8号	2
	9	平成〇年〇月〇日 午前〇時〇分	【相談主訴】欄	6号A	1
			【要旨】欄の一部	6号C	5
			【詳細】欄	6号C	5
	10	平成〇年〇月〇日 午前〇時〇分	【相談主訴】欄	6号A	1
			【詳細】欄	6号B、8号	2
11	平成〇年〇月〇日 午前〇時〇分	【相談主訴】欄	6号A	1	

			【詳細】欄	6号B・C	2
12	平成○年○月○日 午後○時○分		【相談主訴】欄	6号A	1
			【詳細】欄	6号B、8号	2
13	平成○年○月○日 午後○時○分		【相談主訴】欄	6号A	1
			【詳細】欄の一部	6号B、8号	2
14	平成○年○月○日 午後○時○分		【相談主訴】欄	6号A	1
			【詳細】欄の一部	6号B、8号	2
15	平成○年○月○日 午前○時○分		【相談主訴】欄	6号A	1
16	平成○年○月○日 午後○時○分		【相談主訴】欄	6号A	1
			【詳細】欄の一部	6号B	2
17	平成○年○月○日 午後○時○分		【相談主訴】欄	6号A	1
18	平成○年○月○日 午後○時○分		【相談主訴】欄	6号A	1
			【詳細】欄の一部	6号B、8号	2
19	平成○年○月○日 午後○時○分		【相談主訴】欄	6号A	1
20	平成○年○月○日 午後○時○分		【相談主訴】欄	6号A	1
			【詳細】欄	6号B、8号	2
21	平成○年○月○日 午後○時○分		【相談主訴】欄	6号A	1
			【詳細】欄の一部	6号B、8号	2
22	平成○年○月○日 午後○時○分		【相談主訴】欄	6号A	1
			【詳細】欄の一部	6号B、8号	2

※1：「分類」欄は、実施機関が理由説明書において用いる分類を表す。

※2：「本件非開示情報1」は、各別表において6号Aと分類された非開示情報

「本件非開示情報2」は、各別表において6号Bと分類された非開示情報（本件非開示情報1を除く。）

「本件非開示情報3」は、別表1において6号Cと分類された非開示情報（本件非開示情報1及び2を除く。）

「本件非開示情報4」は、別表1において6号Dと分類された非開示情報（本件非開示情報1から3までを除く。）

「本件非開示情報5」は、別表1において6号Eと分類された非開示情報及び別表2において6号Cと分類された非開示情報（本件非開示情報1から4までを除く。）